

令和2年3月9日

関係団体 各位

鹿児島県くらし保健福祉部
高齢者生き生き推進課介護保険室長

令和2年度介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算
に係る届出について(通知)

本県の介護保険行政の推進につきましては、かねてから格別の御配慮をいただき、厚く感謝申し上げます。

さて、令和2年度の標記加算の届出について、別紙のとおり事業者に通知しましたので、お知らせします。

なお、平成30年度介護報酬改定において、加算Ⅳ及びⅤは一定の経過措置期間の後、廃止することとされております。県では、これらの区分を取得している事業者等が可能な限り、上位の区分の取得について検討いただけるよう、介護事業所キャリアパス構築支援事業(キャリアパス構築に向けた研修会の開催や専門家によるキャリアパス構築支援)を実施しております。当該事業について周知いただくなど、より上位の加算区分の取得に向けた取組が促進されますよう御協力をお願い申し上げます。

※ 本加算の届出に当たり、基本的考え方や様式等は県ホームページに掲載しております。

県ホームページ掲載場所

ホーム > 健康・福祉 > 高齢者・介護保険 > 指定事業者全般 > 【重要】令和2年度の
介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算に係る届出について

<https://www.pref.kagoshima.jp/ae05/reiwa2nendosyogukaizen.html>

鹿児島県くらし保健福祉部高齢者生き生き推進課
介護保険室事業者指導係
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10-1
TEL 099-286-2687(直通)
FAX 099-286-5554
e-mail k-jigyo@pref.kagoshima.lg.jp



令和2年3月9日

各指定介護保険サービス事業者 様

鹿児島県くらし保健福祉部
高齢者生き生き推進課介護保険室長

令和2年度介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算
に係る届出について(通知)

本県の介護保険行政の推進につきましては、かねてから格別の御配慮をいただき、厚く感謝申し上げます。

さて、令和2年度の介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算の取得に係る届出については、算定に係る事務負担の軽減を図るため、国において算定要件の整理を行い、介護処遇改善加算と介護職等特定処遇改善加算の様式の統合等がなされたところです。取扱いについては下記のとおりとしますので、本加算を取得しようとする事業者におかれては必要書類を提出してください。

既に加算を取得している事業所におかれても、令和2年度に加算を取得する場合は改めて届出が必要になりますので、ご注意ください。

記

1 提出書類について

- (1) 介護職員処遇改善計画書(別紙様式2)
- (2) 特別な事情に係る届出書(別紙様式4)※

※ 事業の継続を図るために、介護職員の賃金水準(加算による賃金改善分を除く。)を引き上げた上で賃金改善を行う場合に提出してください。

様式等県ホームページ掲載場所

ホーム > 健康・福祉 > 高齢者・介護保険 > 指定事業者全般 > 【重要】令和2年度の
介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算に係る届出について

<https://www.pref.kagoshima.jp/ae05/reiwa2nendosyogukaizen.html>

2 「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」及び「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」の提出について

初めて加算を取得する場合及び加算区分を変更される場合は、計画書等と併せて「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」及び「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」を提出してください。様式は、鹿児島県のホームページからダウンロードできます。

ホーム>健康・福祉>高齢者・介護保険>事業所指定手続関係>介護給付費算定に係る体制等に関する届出について

<https://www.pref.kagoshima.jp/ae05/kenko-fukushi/koreisya/shitei/taiseitodoke.html>

3 提出期限

- (1) 令和2年4月から加算を取得する場合 令和2年4月15日(水)(必着)
- (2) 年度途中から加算を取得する場合 加算取得開始月の前々月の末日

4 提出先・問合せ先

(1) 県指定の事業所・施設

事業所の所在する市町村名	提出先名	住所	電話
日置市・いちき串木野市 鹿児島郡	鹿児島地域振興局 (地域保健福祉課)	〒899-2501 日置市伊集院町下谷口1960-1	099-272-6301
枕崎市・指宿市・南さつま市・南九州市	南薩地域振興局 (地域保健福祉課)	〒897-0001 南さつま市加世田村原二丁目1-1	0993-53-8001
阿久根市・出水市・薩摩川内市 薩摩郡・出水郡	北薩地域振興局 (地域保健福祉課)	〒895-0041 薩摩川内市隈之城町228-1	0996-23-3166
霧島市・伊佐市・姶良市 姶良郡	姶良・伊佐地域振興局 (地域保健福祉課)	〒899-5112 霧島市隼人町松永3320-16	0995-44-7954
鹿屋市・垂水市・曾於市・志布志市 曾於郡・肝属郡	大隅地域振興局 (地域保健福祉課)	〒893-0011 鹿屋市打馬2-16-6	0994-52-2122
西之表市 熊毛郡	熊毛支庁 (地域保健福祉課)	〒891-3192 西之表市西之表7590	0997-22-1830
奄美市 大島郡	大島支庁 (地域保健福祉課)	〒894-8501 奄美市名瀬永田町17-3	0997-57-7246

(2) 市町村指定(地域密着型サービス, 介護予防・日常生活支援総合事業)の事業所・施設 事業所・施設の所在する市町村

⚠ 提出に当たっての注意事項

- ・ 事業所・施設の所在地以外の市町村から指定を受けている場合は、当該市町村にも提出が必要です。
- ・ 鹿児島市に所在する事業所・施設の場合、全てのサービスについて、鹿児島市長寿あんしん課へ提出してください。
- ・ 介護予防・日常生活支援総合事業(訪問型サービス(独自), 通所型サービス(独自))に係る書類の提出先は市町村となります
- ・ 県指定及び市町村指定の事業所・施設を取りまとめて届出の場合は、県にも市町村にも届出が必要です。

5 その他

- (1) 本加算につきましては、各事業年度における最終加算の支払いがあった月の翌々月の末日までに実績報告書を提出する必要があります。
- (2) 基本的考え方並びに事務処理手順及び様式等や、提出に当たっての留意事項等の詳細につきましては、県ホームページでご確認ください。
- (3) 平成30年度介護報酬改定において、加算Ⅳ及びⅤについて、一定の経過措置期間の後、これを廃止することとされております。加算Ⅳ及びⅤを取得している介護サービス事業者等につきましては、可能な限り上位の区分を取得するよう御検討ください。

鹿児島県くらし保健福祉部高齢者生き生き推進課
介護保険室事業者指導係
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10-1
TEL 099-286-2687(直通) FAX 099-286-5554
e-mail k-jigyo@pref.kagoshima.lg.jp